



島根県報

令和4年10月28日（金）

号外 第 127 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第700号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市木次町寺領899番地先から同735番1地先まで	メートル 420.00	令和4年 10月28日	雲南県土整備 事務所	
〃	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町粟谷904番1地先から同番4地先まで	39.10	令和4年 10月28日		
〃	上久野大東線	雲南市大東町塩田205番1地先から同148番2地先まで	204.16	令和4年 10月28日		